

申告期限

3/15 月

# 税の申告をお忘れなく

問 / 税務課 (☎ 58-2206 FAX 58-2292)

確定申告や市民税・県民税の申告を行わないと、次のサービスを適正に受けられない場合があります。

国民健康保険税の軽減／後期高齢者医療保険料の軽減／介護保険料の算定／保育料の算定／児童扶養手当の給付／市営住宅の入居手続き／各種証明書の発行など

## 所得税の確定申告が必要な方

- ▶ 令和2年1月から令和2年12月までの期間で事業所得（農業・営業等）や不動産所得がある人
- ▶ サラリーマンで次のいずれかに該当する人
  - ・給与の収入金額が2,000万円を超える人
  - ・給与所得や退職所得以外の所得金額の合計額が20万円を超える人
  - ・2か所以上から給与の支払いを受け、主たる給与以外の給与の収入金額と各種所得金額の合計額が20万円を超える人

## 市民税・県民税の申告が必要な方

令和3年1月1日現在、能美市内に住所があり、次の項目に該当する人

※確定申告をした場合は、市民税・県民税の申告は不要です。

### 所得があった場合

- ・給与支払報告書が勤務先から能美市に提出されていない人
- ・主たる給与所得のほかに20万円以下の所得があった人
- ・雑損控除、医療費控除、社会保険料控除、ひとり親（寡婦）控除などを受けようとする人
- ・前年の途中で退職し、再就職していない人
- ・非上場株式の配当があった人

### 所得がなかった場合

- ・国民健康保険の加入者（保険税の軽減を受ける場合に必要です）
- ・所得・課税証明書等が必要な人
- ・どなたの扶養にもなっていない人

## 次の人は小松税務署での申告をお願いします

- ・住宅ローン控除など住宅に関する特別控除を受け人
- ・土地や建物を売った人
- ・株の売買や先物取引の申告をする人
- ・青色申告をする人
- ・収支内訳書の書き方の相談をしたい人
- ・災害などで雑損控除を受け人
- ・国外居住親族に係る扶養控除を受け人
- ・亡くなった人の確定申告をする人
- ・山林所得がある人

など

## 公的年金を受給している人へ

公的年金等の収入金額が400万円以下であり、かつ、その年中の公的年金等にかかる雑所得以外の所得金額の合計額が20万円以下である場合には、所得税の確定申告は必要ありません。

ただし、年金の源泉徴収票に記載されているもののほかに、控除できるものがあれば、所得税の還付申告をすることができます。

## 確定申告の持ち物について

### ☑ 申告の持ち物チェックリスト

- 印鑑（認印可、スタンプ式不可）
- 申告者本人の個人番号および身元確認ができる書類（マイナンバーカードなど）
- 前年中の収入を明らかにできる書類（給与所得や公的年金等の源泉徴収票（原本）など）
- 本人名義の振込口座の分かるもの（還付金が生じる場合）

#### 【社会保険料控除を受ける人】

- 国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、その他の社会保険料などの領収書もしくは納付証明書、国民年金保険料控除証明書

#### 【生命保険料控除を受ける人】

- 生命保険料（一般分・個人年金分・介護医療分）の控除証明書

#### 【地震保険料控除を受ける人】

- 地震保険料および旧長期損害保険料の控除証明書

#### 【障害者控除を受ける人】

- 障害者手帳（本人または扶養家族に該当する人が障がい者の場合）、市が発行する障害者控除対象者認定書（65歳以上で要介護認定を受けている場合）

#### 【医療費控除を受ける人】

- 医療費控除の明細書またはセルフメディケーション税制の明細書（明細書は、病院ごと、人ごとにまとめ、それぞれの合計額が分かるように作成し、申告してください）、医療費通知（医療費のお知らせ）

#### 【寄附金控除を受ける人】

- 受領書、領収書など（イベントチケット寄附金控除の場合：①指定行事証明書（写し）、②払戻請求権放棄証明書（原本））

## ネットなら便利！24時間確定申告

スマートフォンやインターネットによる確定申告が便利です。また、インターネットで作成した申告書を印刷し、郵送で申告することも可能です。混雑する会場にお越しにならなくても手続きができますのでぜひご利用ください。

### 利用方法

#### ① 「国税庁ホームページ」へアクセス

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」（右記QRコード）では、所得税や消費税の申告書、青色申告決算書・収支内訳書などを作成することができます。



#### ② 申告書の作成

画面の案内に従って金額などを入力するだけで申告書が作成できます。

#### ③ e-Tax で送信して提出

※ e-Tax を利用できるのは、「マイナンバーカード」と「ICカードリーダライタまたはマイナンバーカード対応スマホをお持ちの方」または「税務署発行のID・パスワードをお持ちの方」です。

### ネット利用はこんなに便利！

- ・24時間いつでも利用可能です。
- ・税務署に行く必要がありません。
- ・自動計算されるので、計算誤りがありません。
- ・申告書等を作成途中でなくても、データを保存することによりいつでも作業を再開できます。
- ・一度作成し保存した申告書等のデータは、翌年以降の申告書等を作成する際に利用できます。

### e-Tax コーナーを設置します

自宅で e-Tax を利用できない人に対し、e-Tax コーナーを設置します。マイナンバーカードをお持ちください。確定申告書の入力作成はご自身でお願いします。

- ▶ **日時** 2月16日（火）～3月15日（月）  
9時～15時 ※土・日・祝日は除く
- ▶ **場所** 市役所本庁舎1階大会議室

## 確定申告の相談について

### 所得税の確定申告書および 市民税・県民税申告書の作成相談

年金受給者と給与所得者を対象に、所得税の還付申告書、確定申告書、市民税・県民税申告書の作成相談を行います。スムーズな申告手続きを行うために、申告書に添付する収支内訳書や医療費控除の明細書は、事前に作成していただきますようお願いします。

なお、作成した申告書は、その場で提出することができます。

### 確定申告書作成相談

▶ **会場** 市役所本庁舎（1階大会議室）

▶ **日時** 2月16日（火）～3月15日（月）  
※土・日・祝日は除く 9時～16時

※市民税・県民税の申告書作成相談も同時に受け付けます。

### 臨時申告受付窓口

交通手段がないなどの理由により、本庁舎への来庁が困難な人を対象に、臨時申告受付窓口を開設しますのでご利用ください。

▶ **会場** 根上学習センター（1階講堂）

▶ **日時** 2月24日（水）・25日（木）・26日（金）  
9時～12時

▶ **会場** 寺井地区公民館（2階大ホール）

▶ **日時** 3月2日（火）・3日（水）・4日（木）  
9時～12時

### 税務署での申告相談

▶ **受付期間** 2月16日（火）～3月15日（月）  
※土・日・祝日は除く 9時～16時

▶ **会場への入場には「入場整理券」が必要です**

入場整理券は確定申告会場当日配付するほか、国税庁LINE公式アカウントから事前発行もしております。なお、「入場整理券」の配付状況に応じて、後日の来場をお願いすることがあります。皆さまのご理解とご協力をお願いします。



国税庁LINE公式アカウント  
QRコード

▶ **その他**

公的年金を受給されている方の確定申告の相談については2月1日（月）から受け付けます。

### 税理士による無料確定申告相談会

税理士（北陸税理士会小松支部）による所得税・消費税無料税務相談を以下のとおり行います。

▶ **対象者** 小規模納税者（前年分所得金額が300万円以下の事業所得者）、給与所得者、年金受給者など

▶ **日時** 2月23日（火・祝）  
10時～16時（12時～13時は除く）

▶ **会場** アルプラザ小松 1階 レバリーホール  
（小松市園町ハ23番1）

▶ **問い合わせ**

北陸税理士会小松支部（☎24-6801 ☎24-3141）

### ～感染症拡大防止にご協力ください～ ネットや郵送でも申告できます

- ・来庁の際はマスクの着用をお願いします。発熱や風邪症状のある方は、来庁をお控えください。
- ・介助などが必要な方以外は、1人での来庁をお願いします。
- ・申告会場では、新型コロナウイルス感染症対策を行います。会場内が密にならないよう入場制限を行いますので、会場外のロビー等でお待ちいただく場合があります。また、定期的に換気を行いますので、暖かい服装でお越しください。ご来場の際には、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

確定申告書はスマートフォンやインターネットで作成・印刷し、郵送でも提出が可能です。

【郵送先】 〒923-8570 小松市日の出町1丁目120番地 小松日の出合同庁舎 小松税務署長 宛

市民税・県民税申告書も郵送で提出が可能です。申告書は、税務課、寺井・根上窓口センターに設置するほか、ホームページでダウンロードできます。【郵送先】 〒923-1297 能美市丸丸町1110番地 市民生活部税務課 宛

**i INFO 積雪時には消火栓上の除雪にご協力ください**

問 / 寺井消防署 (☎ 58-6321 FAX 58-6496)

能美市内各地には、火災の消火作業時に使用する消火栓が道路や歩道に設置されています。

積雪時に消火栓が雪で覆われていると、消火作業の際、支障をきたすおそれがあります。

消防署職員が除雪作業を実施していますが、自宅前の除雪をする際は近くの消火栓上の除雪に対してもご協力をお願いします。

**▶ 除雪作業時の注意事項**

- ・車や歩行者に十分気をつけて実施してください。
- ・湿った雪や固まった雪などは大変重くなっていますので、足や腰を痛めないように無理はしないでください。

**i INFO 専門家による経営相談窓口を開設しています**

問 / 商工課 (☎ 58-2254 FAX 58-2266)

中小・小規模事業者向けの補助金に関する相談をはじめ、市内事業者の皆さまのお困りごとに中小企業診断士の専門家が対応いたします。何回でも無料で相談可能ですので、お気軽にご利用ください。

**▶ 日程** 毎週水曜日  
13時30分～17時(最終受付16時30分)

**▶ 予約** 商工課までお電話ください。  
※開設期間は3月31日(水)までです。  
※ご予約の方を優先して対応させていただきます。そのため、ご予約のない方には相談をお待ちいただく場合がございます。

**i INFO 要配慮者の避難支援～日ごろから地域の皆さんで取り組みましょう～**

問 / 危機管理課 (☎ 58-2201 FAX 58-2290)

災害時に、要配慮者の安否確認や避難行動の支援をスムーズに行うには、日ごろから地域の方と要配慮者が関わりあって支援できる体制を作っておくことが大切です。今回は、要配慮者が安心して避難できるようにするために、知っておくべきポイントをご紹介します。

**要配慮者**・・・災害時に自分の力で避難することが困難なため、周囲の支援を必要とする方のこと

**日ごろから話し合っておきましょう**

近所に災害時に支援が必要な方がいらっしゃる場合は、本人の意思やプライバシーに配慮しつつ、日ごろから関わりあう機会を多く持つようにし、災害時にどのように支援できるか本人や近所の方と話し合っておきましょう。



**支援の際のポイントを確認しておきましょう**

支援の際に注意すべきポイントは一人ひとり異なります。主なポイントは次のとおりです。

<p><b>目が不自由な方</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・杖を持たない方の手でひじのあたりを軽くつかんでもらい、半歩前を歩く(杖や腕を引っ張らない)。</li> <li>・行き先や方向、段差など目の前の状況を知らせながら誘導する。</li> </ul>	<p><b>車いすを使う方</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・階段では3～4人以上で援助し、上がる時は前向き、降りるときは後ろ向きで移動する。</li> <li>・車いすが使えない場合は、おぶって避難する。</li> </ul>	<p><b>乳幼児を抱える方・妊婦</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・声をかけたり、荷物を持ったりするなど身体的・心理的な負担を和らげる。</li> </ul>
<p><b>耳が不自由な方</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・筆談や身振り、手のひらに指で字を書くなどして伝える。</li> <li>・話すときには、口を大きくはっきり、ゆっくり動かす。</li> </ul>	<p><b>高齢者・傷病者の方</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急時にはおぶって避難する。</li> <li>・1人での援助が困難な場合は、複数で担架や毛布などを使って避難する。</li> </ul>	<p><b>外国人の方</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・できるだけ簡単な日本語で伝える。</li> <li>・言葉が通じない場合は身振り手振りで避難所へ誘導する。</li> </ul>

**防災訓練と一緒に参加しましょう**

地域で決めた避難のルールにより、想定どおりの避難行動ができるかどうか防災訓練に参加して確認しましょう。支援する方とされる方が一緒に避難経路や支援方法を確認することで、災害時に慌てず冷静な行動ができるようになります。

**i INFO 相続登記はお済みですか**

情報発信元 / 税務課 (☎ 58-2206 FAX 58-2292)

不動産の相続登記を行わず、登記名義を2世代、3世代と放置しておくと、相続人の数が増え、所有者を特定することが困難となり、結果的に所有者不明土地となってしまうケースが多くあります。

相続登記がお済みでなかったら、不動産の所在地を管轄する法務局に申請してください。

**▶ 「法定相続情報証明制度」で手続き時の戸籍謄本一式が不要に**

平成29年5月からスタートした「法定相続情報証明制度」は、相続人から提出された必要書類を法務局が内容を確認して、法定相続人が誰であるのかを法務局(登記官)が証明する制度です。

この制度を利用すれば、相続登記はもちろんのこと、預貯金の払い戻しや相続税の申告等の各種相続手続きで戸籍謄本一式の提出が不要となり、とても便利です。

詳しくは法務局へお気軽にお問い合わせください。

**▶ 問い合わせ**  
金沢地方法務局小松支局 (☎ 22-6301 FAX 22-9211)

**i INFO 防災行政無線を用いた情報伝達訓練を行います**

問 / 危機管理課 (☎ 58-2201 FAX 58-2290)

地震や津波、武力攻撃などの発生時に備え、次のとおり情報伝達訓練を行います。この訓練は、全国瞬時警報システム(Jアラート)(※)を用いた訓練で、能美市以外の地域でも様々な手段を用いて情報伝達訓練が行われます。なお、災害などにより訓練の実施が困難であると判断された場合は中止となります。詳しくは「国民保護ポータルサイト」をご覧ください。

**▶ 日時** 2月17日(水) 11時

**訓練で行う放送試験**  
市内の屋外スピーカーとご家庭の戸別受信機から、一斉に、次のように放送されます。  
**【放送内容】**  
(上りチャイム音)「こちらは、能美市役所です」「これは、Jアラートのテストです」を3回放送  
(下りチャイム音)「こちらは、能美市役所です」



※Jアラートとは、地震や津波、武力攻撃などの緊急情報を、国から人工衛星などを通じて瞬時にお伝えするシステムです。

**ヘルプカード・ヘルプマーク**

「ヘルプカード」とは、障がいのある方などが災害時や日常生活の中で困ったときに提示することで、周囲に理解や支援を求められることができるカードです。

「ヘルプマーク」とは、外見からは分からなくても援助や配慮を必要としている方が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、支援を得やすくなるよう作成されたマークです。

これらをお持ちの方の中には、自力での避難が困難な方、困っていることを周囲に伝えられない方もいらっしゃいますので、見かけた際には声かけや避難支援などのご配慮をお願いします。



ヘルプカード ヘルプマーク

**ヒトパピローマウイルス感染症 (HPV) ワクチンのお知らせ  
 ~ウイルス感染でおこる子宮頸がん~**

問 / 健康推進課 (☎ 58-2235 FAX 58-6897)

▶ **ヒトパピローマウイルス感染症とは?**

ヒトパピローマウイルス (HPV) の感染がきっかけでおこるがんの1つに子宮頸がんがあります。このウイルスは、一度でも性経験のある女性であれば誰でも感染する可能性があります。感染してもほとんどの人は自然に消えますが、一部の人でがんになってしまうことがあります。感染を防ぐことががんにならないための手段です。

▶ **HPV ワクチンについて**

HPV ワクチンは、子宮頸がんをおこしやすいタイプである HPV16、18 型の感染を防ぐことができます。そのことにより、子宮頸がんの原因の 50~70%を防ぎます。

HPV ワクチンは、平成 25 年 4 月 1 日から定期の予防接種となっていますが、現在ワクチンの接種を積極的にはお勧めしていません。接種にあたっては、HPV

ワクチン接種の有効性と接種による副作用のリスクを十分に理解した上で受けるようにしてください。

詳細については、厚生労働省ホームページのリーフレット (下記 QR コード) をご覧ください。



▶ **ワクチン接種対象者**

小学校 6 年~高校 1 年相当の女子  
 接種をご希望の方は、予診票を発行しますので健康推進課までご連絡ください。

**児童手当  
 2月定例支給について**

問 / 子育て支援課 (☎ 58-2232 FAX 58-2293)

児童手当および特例給付は、毎年度 6 月、10 月、2 月の原則 10 日に、前月分までの手当を受給者の口座に振り込みます。通帳記帳によりご確認ください。(支給月の 10 日が土曜日、日曜日および国民の祝日の場合は、直前の平日に支給します。)

6 月中に提出が必要な現況届が未提出の方や不足書類があるため申請が保留になっている方は手当が差し止めになりますので、お早目にご提出ください。

▶ **手当の月額**

年齢	金額
0歳から3歳未満	1万5,000円
3歳から小学校修了前	1万円 (第3子以降は1万5,000円)
中学生	1万円

※受給者の所得が制限額を超える場合は、月額 5,000 円になります。(特例給付) ※ 18 歳以下の児童 (18 歳到達後最初の 3 月 31 日まで) から第 1 子と数えます。

**国民年金保険料は  
 口座振替がお得です**

情報発信元 / 保険年金課 (☎ 58-2236 FAX 58-2293)

国民年金保険料の納付には、口座振替がご利用になります。口座振替をご利用いただくと、保険料が自動的に引き落とされるので金融機関へ行く手間が省ける上、納め忘れもなく、とても便利です。

また、当月分保険料を当月末に引き落とすことで早割となり、月々 50 円 (年間 600 円) お得になります。さらに 6 か月分・1 年分・2 年分を前納することで割引額が大きくなります。

令和 3 年度分の前納制度の口座振替申込締切日は、2 月 26 日 (金) です。ご希望の方は、納付書 (または年金手帳)、預金通帳、金融機関届出印をお持ちの上、ご希望の金融機関または年金事務所へお申し出ください。保険年金課、寺井・根上窓口センターでの受け付けも可能です。

※その他、納付書やクレジットカードでの前納にも割引があります。

▶ **問い合わせ**

小松年金事務所 (☎ 24-1791 FAX 22-3933)

**マイナンバーカードなどの有効期限をご確認ください**

問 / 市民窓口課 (☎ 58-2213 FAX 58-2293)

マイナンバーカードや住民基本台帳カード (住基カード) をお持ちの方で、確定申告などに電子証明書をご利用の場合は、有効期限をご確認ください。

マイナンバーカードや住基カードの有効期限と電子証明書の有効期限は異なりますのでご注意ください。住基カードの有効期限が切れている場合は、マイナンバーカードの申請をお願いします。

マイナンバーカードヘルプデスク (市役所本庁舎市民窓口課内) で、マイナンバーカードの申請受付を行っております。対象者や持ち物などについては、市ホームページまたは広報のみ 7 月号 18 ページをご確認ください。

**住所変更手続きの時間がさらに短縮【CHAT 窓口申請】**

問 / 市民窓口課 (☎ 58-2213 FAX 58-2293)

令和 2 年 8 月から導入している住所変更 (転入・転出・転居) に必要な届出書を、スマートフォンやパソコンを利用して自宅などで作成することができる CHAT 窓口申請をご利用いただきますと、2 月 1 日 (月) から、さらに、住所変更手続きにかかる時間が短縮されます。CHAT 窓口申請でご入力いただいた情報 (QR コード) が住民記録システムと連携するためです。

感染症の拡大防止にもなりますので、住所変更される方はぜひ CHAT 窓口申請をご利用ください。

ご利用には市ホームページから CHAT 窓口申請へアクセスください。詳しくは市ホームページをご覧ください。

**能美市会計年度任用職員募集**

問 / 美化センター (☎ 51-2471 FAX 51-5029)

任用期間: 令和 3 年 4 月 1 日~令和 4 年 3 月 31 日

募集職種	採用予定人数	勤務時間	勤務場所	休日	受験資格・その他
美化センター 作業員 (月給)	1名	8時45分から16時45分までの間の7時間 (週35時間)	美化センター 持ち込み済み受付場所	火曜日の他に週1日 国民の祝日、12月31日~翌年1月3日	能美市またはその周辺に居住する通勤可能な人

▶ **申し込み方法** 2 月 15 日 (月) までに (必着)、市販の履歴書 (JIS 規格 A3 版) に必要事項を記入の上、能美市美化センターへ提出してください。面接日程等は、2 月末までに申込者に直接連絡します。

▶ **申し込み・問い合わせ** 市民生活部生活環境課美化センター (☎ 51-2471 FAX 51-5029)

〒923-1213 能美市坪野町 1 番地 1

**マイナンバーカード受け取り・電子証明書更新の休日窓口**

**日時** 2月7、14、28日(日) 9時~13時

**場所** 市役所本庁舎 市民窓口課

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、休日窓口における受け取りは事前にご予約された方のみ可能です。

※交付場所が寺井・根上窓口センターになっている方で、休日窓口 (市民窓口課) での受け取りを希望される方は、4 日前までに市民窓口課へご連絡ください。

問 / 市民窓口課 (☎ 58-2213 FAX 58-2293)

**今月の口座振替**

**振替日** 3月1日(月)

固定資産税・都市計画税 (第 4 期)、国民健康保険税 (第 11 期)、後期高齢者医療保険料 (第 11 期)、介護保険料 (第 11 期)、上下水道料 (12 月使用分)

※上下水道料は、残高不足などで振替できなかった場合、翌月の 15 日 (振替日が休日の場合は翌営業日) に再振替を行います。